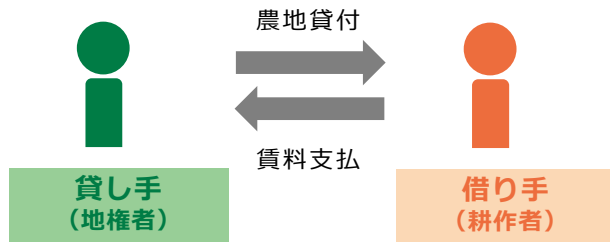


令和7年4月から

農地の貸し借りの仕組みが **変** わります！

市町村で行ってきた貸し手（地権者）と借り手（耕作者）間の農地貸借の手続き（利用権設定等促進事業）は、令和7年3月末をもって終了し、県農業公社を通じた貸し借りになります

利用権設定等促進事業による貸し借り
（紀の川市・紀の川市農業委員会）



・農業委員会の決定及び市町村の公告により、貸借が成立

（注）令和7年2月20日が受付終了日となります

令和7年3月末
（注）
廃止

令和7年
4月から

- ・県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業）になります
- ・県知事の認可が必要になりますので、早めの申請手続きをお願いします
- ・現在、利用権設定等促進事業により行われている貸し借りは、その期間が満了するまで有効です
- ・農地法に基づいて許可を受けて権利設定を行うことは可能です

県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業）
（（公財）和歌山県農業公社・紀の川市・紀の川市農業委員会・和歌山県）

公的機関を通じた貸借なので安心
賃料の振り込みも確実

複数の貸し手さんから農地を借りていても、
公社一括の賃料支払いでOK



【窓口】紀の川市農業振興課

・県知事の認可・公告により貸借が成立

（注）賃料の支払いは口座振込みのみで、現金や物納の取り扱いはありません

農地貸借に関する申請・お問い合わせ

紀の川市農業振興課 Tel 0736-79-3902

紀の川市農業委員会 Tel 0736-77-0844

農地中間管理事業に関するお問い合わせ

（公財）和歌山県農業公社 Tel 073-432-6115